



広報

川越

—No. 412—

8月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課

市民会館の使用料

来年1月使用分から改正

市民会館使用料 (単位: 円)

使用区分		時間区分			
示 一 ル	入場料などの料金を徴収しない場合(基本料金)	午 前 午前9時から正午まで	午 後 午後0時30分から5時まで	夜 間 午後5時30分から9時30分まで	
		平 日 10,000	18,000	24,000	
	入場料などが500円以下のとき	土曜・日曜 12,000	21,600	28,800	
		平 日 12,000	21,600	28,800	
	500円を超えるとき	土曜・日曜 14,400	25,920	34,560	
		平 日 15,000	27,000	36,000	
	1,000円を超えるとき	土曜・日曜 18,000	32,400	43,200	
		平 日 20,000	36,000	48,000	
	1,000円を超えるとき	土曜・日曜 24,000	43,200	57,600	
第1会議室		平 日 1,200	1,700	2,000	
第2会議室		土曜・日曜 1,400	2,000	2,400	
第3会議室		平 日 900	1,300	1,600	
第4会議室		土曜・日曜 1,100	1,600	1,900	
和室		平 日 1,500	2,200	2,400	
浴室		土曜・日曜 1,800	2,600	2,900	
オーケストラピット		平 日 600	900	1,200	
		土曜・日曜 700	1,100	1,400	
和室		平 日 700	1,000	1,300	
浴室		土曜・日曜 800	1,200	1,600	
オーケストラピット		2,000	2,000	2,000	
		4,000	4,000	4,000	

●市外居住者が使用する場合、または市外居住者を主たる対象として使用する場合は、ホールについては基本使用料の、その他の貸室等については規定使用料の5割相等額を加算。

●準備または練習のため舞台だけを使用する場合の使用料は、ホール基本使用料の7割相当額とする。

去る六月の定例市議会で、市民会館の使用料に関する条例が改正されました。これは、使用料の適正化を図るために行われたもので、昭和五十二年一月使用分から適用されます。主なものは左表のとおりです。



市民会館ホール

納期のご案内

今月は、市県民税第2期分の納期です。

8月末日までに納めましょう。



主な内容

- 市民会館の使用料・来年1月使用分から改正、納期のご案内 1P
- 国民年金が大幅改正、福祉年金も増額、どなたでも利用できる国
- 民年金保養センター、富士見工業団地の分譲、保留地の公売ほか 2~3P
- 車の機能を知ることは事故を防ぐ第一歩、交通事故でもきく国保 4~5P
- 消火器・正しく使ってはじめて効果、海の家・9月分の受け付け、
- やめよう!廃棄物(ゴミ)の露天燃焼、農薬の空中散布ほか 6~7P
- 写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー 8~9P
- 市民相談日の案内、勤労青少年ホームの講座生募集、大東・高階
- 名細地区3歳児検診、ツベルクリン反応検査、公民館だよりほか 10~11P
- こんにちは奥サマ、図書館だより、愛のプレゼントほか 12P

国民年金が大幅改正

去る第七十回通常国会で、国民年金に関する大幅な改正が議決されました。すべての国民が安定した老後の生活を送れるようにと、昭和三十六年にスタートした国民年金制度は、その後何回もの改正を重ねて、だいに整備され、国民全体の期待と関心も年々高まっています。

今回の改正では、本来昭和五十一年度に予定されていた財政再計算期を一年早めて年金水準の引き上げを行つなど、一層の改善が図られています。

主な改正点は次のとおりです。

年金額の引き上げ

現行の老齢年金は、夫婦で二十五年かけた場合、付加年金を含め月額六万六千六百円ですが、今回の改正で七万五千円に引き上げられます。また十年年金は、夫婦で三万五

年金は、夫婦で二万六千円が三万円に、それぞれ引き上げられ

ます。五年年金は、夫婦で二万六千円が三万円に、それぞれ引き上げられ

ます。このほか、通算老齢年金、寡婦年金、死亡一時金が左表のように引き上げられます。

五年年金は、夫婦で二万六千円が三万円に、それぞれ引き上げられ

ます。このほか、通算老齢年金、寡婦年金、死亡一時金が左表のように引き上げられます。

障害・遺児年金の通算制度の創設

他の公的年金から国民年金に移ってきた人が、その後に障害者になつたり死亡したときは、以前加入していた公的年金期間を含めて、保険料納付期間が一年以上あります。国民年金法の一部改正に伴い、福祉年金の額も今年十月分から次のように引き上げられます。また所得等による支給制限の限度額が五月にさかのぼって下表のように緩和されました。

▽老齢福祉年金

月額一万三千五百円

(現行一万二千円)

▽障害福祉年金

月額一万三百円

(現行八千八百円)

▽母子・準母子福祉年金

月額一万七千六百円

(現行一万五千六百円)

▽子供、孫、弟妹が一人の場合

月額二万二千円

(現行一万五千六百円)

▽扶養親族数

改正前

改正後

△印鑑

○福社年金証書の預り証

△持参するもの

○福社年金証書の預り証

△対象者

△該当者は八月二十一日ごろまでに通じておいでください。

△交付を行いますから、最寄りの会場へおいでください。

△裁定事務が終りましたので、下の日程で年金証書の提出を行います。

△出していますが、このほど

△昭五一年度の

△裁判所

△受取

△支給

月額千四百円には

り、かつ最近の一間に保険料免除や滞納がなければ、国民年金から障害年金や遺児年金が支給されます。ただし、この通算制度の実施時期は、まだ決まっていません。

福祉年金を受給されている方へ

されていいる方は五

月に年金証書を提

出していますが、このほど

知をさしあげます。

該当者は八月二十一日ごろまでに通じておいでください。

△交付を行いますから、最寄りの会場へおいでください。

△裁定事務が終りましたので、下の日程で年金証書の交付を行います。

△裁判所

△受取

△支給

月	日	時	間	場	所



産業の高度化および生活環境の改善によって、廃棄物、いわゆる「ゴミ」も年々粗大化する傾向があります。また、処分も難しくなっています。

このため、川越市内でも、これらの廃棄物を露天燃焼で処分することが多く、しばしば問題がおきています。

ごみの露天燃焼は
県条例で規制

埼玉県公害防止条例では、廃棄物の露天燃焼について、

「何人もゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、その他の燃焼に際し、著しいばい煙、有害ガス若しくは臭気を発生するおそれのある物を

廃棄物（ゴミ）の露天燃焼

やめよう！

適当な焼却施設を

適当な燃焼施設を使用しないで、大量に燃焼させではなくないと、規制しています。

大量に燃すときは

適切な施設を使用する必要があります。

適当な焼却施設を

適切な施設を使用する必要があります。

下水道ボスターコンクール 締め切りは9月2日（木）

題材：下水道促進に関するもの

「九月十日全国下水道促進デー」

規格：用紙は、三十七×五十一

×五センチ以上。

締切：九月二日㈭。

なお、応募された作品全部を、

九月六日㈪～十二日㈰まで（時間

はいずれも午前八時三十分～午後

四時まで）に市役所公害課へお

入れること。

（七月二十二日告示）

（次の番地の一部区域）

新宿町六丁目Ⅱ一番地、三番地、四番地、五番地、二十二番地、二十六番地、二三六番地、二四番地、二五七番地、二六七番地、二八三番地、二八三五番地、二

新宿字北柴野Ⅱ二五九番地、二

新宿町四丁目Ⅱ三番地、四番地、五番地、六番地

新宿町五丁目Ⅱ四番地、五番地、六番地

新宿町六丁目Ⅱ一一番地、三番地、四番地、五番地、二十二番地、二四番地、二五七番地、二六七番地、二八三番地、二八三五番地、二

新宿字北柴野Ⅱ二五九番地、二

新宿町四丁目Ⅱ三番地、四番地、五番地、六番地

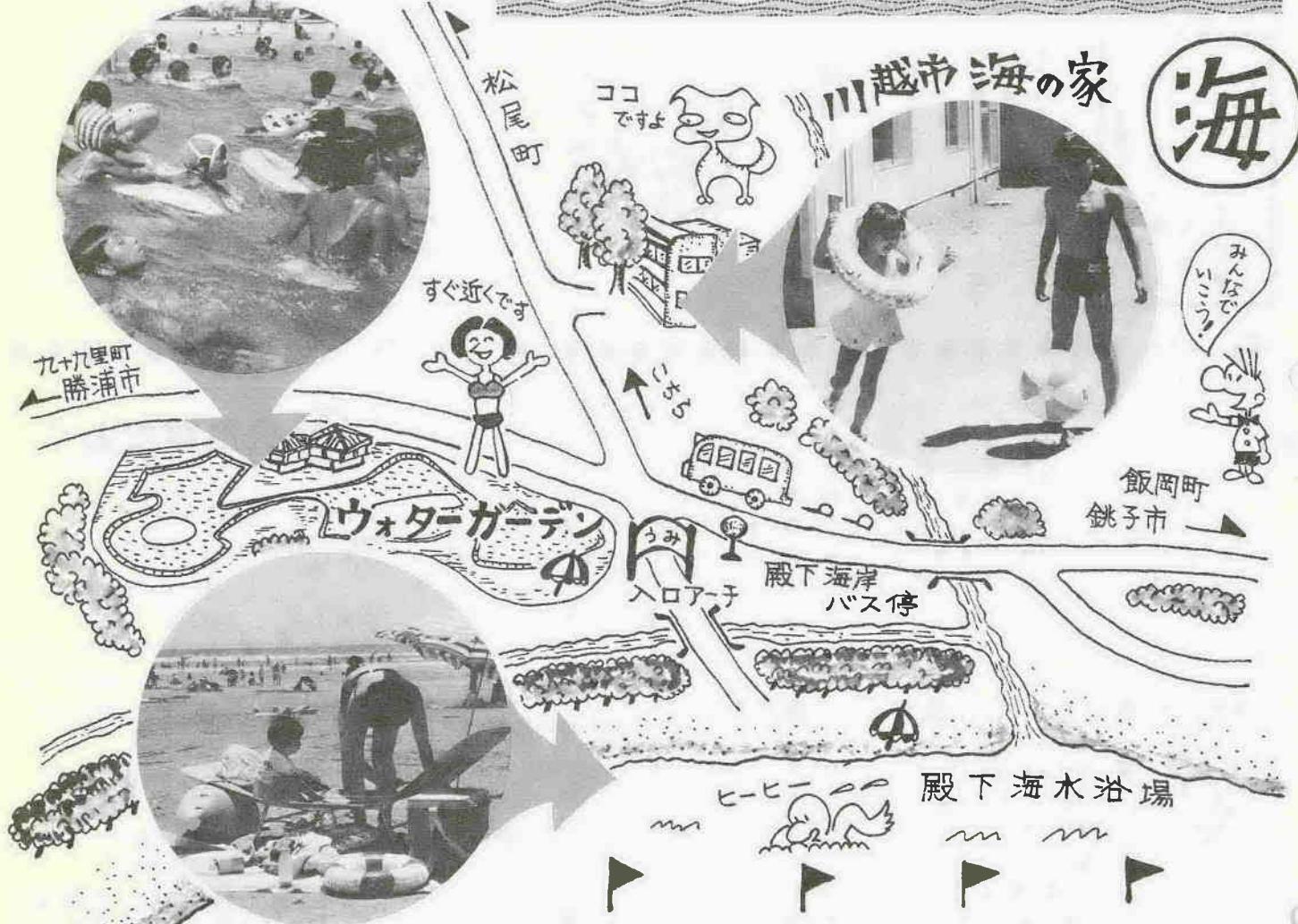
新宿町五丁目Ⅱ四番地、五番地、六番地

新宿町六丁目Ⅱ一一番地、三番地、四番地、五番地、二十二番地、二四番地、二五七番地、二六七番地、二八三番地、二

新宿字北柴

第六章

海も山も ボクらのものだ!!



交流コーナー

会員募集

会員募集

も恒例の『霞北祭り』がにぎやかに繰り広げられます。暑さを忘れる 夏祭り、皆さんお出かけください。
△主な行事予定△
21日(土)：花火大会(午後七時から)
霞北小裏、小畔川河原で。

花火もデツカイ

霞北祭

球の好きな小学生(四年生以上)は
グラブを持って上戸グランドに集
まろう! (着帽のこと)
※くわしくは、荻野 勇さん(文
化)――(一四四八)へ。

川越 リーグ関東大会

リーグ 関東大会

行事案内

時から、東急団地第三公園で。
益踊り! 午後六時から、霞ヶ関
駅前で。その他、民謡流しやお
みこしなどが盛り沢山。

ミンを通じて 会員自身の教養を
高めようというサークル。
あなたも、この青年サークルに
入って活動してみませんか？
例会は月一回、中央公民館で行
い、会費は一年間、二千四百円。
※くわしくは、中央公民館（☎②
一一三九四）へ。



朝の史跡めぐり（中原町）



うまいぞ！（輪投げ）—歩行者広場で—

百人は、町内のお年寄りの説明に
熱心に耳を傾けていました。

城下町の風物詩

ちょうちん祭り

七月二十日から二十五日まで、
市内はちょうどちん祭りで湧きたち
ました。

このお祭りは、江戸末期の川越
城主、松平大和守斉典公の靈を慰
めようと、町民たちが紙の燈ろう
を作つて軒下を飾つたのが始まり
と伝えられ、今では、城下町川越
に夏の訪れを告げる風物詩となつ
ています。

今年は梅雨明けをねらつて日程
組み直され、また毎日二三日氣も、

夏の朝は歩け歩け
霞ヶ関と中原町で

城下町の風物詩

城下町の風物詩

まひろのば

西武新宿線の南大塚駅前に新しく、川越市南台二丁目一九八月十六日(月)に開設します。川越市南台二丁目一九八月十六日(月)に開設します。

南大塚駅前に郵便局開設



期 間：昭和五十一年十月上旬

講座の募集要項

川越勤労青年ホームの今年度下期の教養講座の生徒募集をします。勤労青少年の方なら、早めに登録を済ませましょう。

▽利用対象者：十五歳～二十五歳までの勤労青少年

▽利用登録方法：ホームにある利用登録をしており、社交ダンスクラブ等のサークルも生まれています。なお、当ホームは

登録制になっていますから、早めに登録を済ませましょう。

主な参加できます。

△登録料：五百円



3歳児検診 大東・高階・名細地区

個人あて通知をしませんから、忘れずにお受けください。必ず、母子健康手帳を持参ください。

対象…大東・高階・名細出張所管内の昭和47年9月1日～昭和48年8月31日の間に生まれた児童。

時間…各地区とも午後1時30分～2時30分
※問い合わせ先…衛生課保健係

〈大東地区〉

実施日	会場	地区別
8月27日(金)	大東公民館	南大塚
8月31日(火)	山城師堂	大袋、大袋新田、増形、藤倉、高橋、猪鼻、山城、原新田
9月2日(木)	南台日農協	南台2丁目
9月6日(月)	寿園地集会所	寿町1丁目、寿町2丁目、豊田本、豊田新田
14日(火)	南台日農協	南台1丁目、南台3丁目、月山
21日(火)	大東公民館	大袋新田、池辺、緑ヶ丘、向ヶ丘

〈高階地区〉

実施日	会場	地区別
9月2日(木)	藤間文化会館	藤間上、藤間中、藤間下、藤間東
7日(火)	寺尾公民館	寺尾第2、寺尾第4
8日(水)	砂会館	砂全域
9日(木)	高階公民館	砂新田南、砂新田武藏野、高砂
10日(金)	寺尾公民館	寺尾第1、寺尾第3西向
16日(木)	藤間南町集会所	稻荷町、諏訪町、熊野町
17日(金)	高階公民館	新河岸、砂新田上、砂新田下、旭住宅
20日(月)	"	藤間原、富士見、藤原町
27日(月)	"	五ヶ叉、砂久保
29日(木)	藤間南町集会所	藤間南、清水町、富士ヶ丘

〈名細地区〉

実施日	会場	地区別
9月1日(木)	小提会所	小堤、天沼新田、天金山、下広谷北
6日(火)	名細公民館	上戸、吉田
8日(木)	下広谷南公民館	下広谷南、富士見ハイツ
9日(木)	名細公民館	鯨井、鯨井新田、下小坂、平塚、平塚新田
17日(金)	みどり会集会所	的場
30日(木)	みよしの自治会集会所	みよしの

不用品交換コーナーをご利用ください

川越市消費生活課では、市役所ホールに交換板を設けて、市民相互の不用品交換のあっせんをしています。お問い合わせは、消費生活課へ。電話一本で結構です。

申し出のあった物品(6月～7月中)

譲りたい品	譲り受けたい品
二段ベッド、ベビーベッド、歩行器、食堂セット、クーラースペリ台、ガスオーブンほか	ミシン、オルガン、子供用自転車三輪車、洋服ダンス、洗濯機、うば車、卓球台ほか

第13回川越市統計グラフコンクール

応募資格…第一部 小学校3年生以下 第二部 小学校4年生以上 第三部 中学生 第四部 高校生以上の学生 第五部 一般作品の規格…第一部～第三部 72.8cm×51.5cm 第四部と第五部 103cm×72.8cm タテ、ヨコ自由縫切日…9月6日(月)

提出先…市役所企画課統計係(元町1-3-1)

※作品には、必ず利用した観察記録、または統計表を添付すること。

第15回教養講座の開設 勤労青少年ホーム

川越勤労青少年ホームの今年度下期の教養講座の生徒募集をします。勤労青少年の方なら、早々に登録制になっていますから、早く登録して下さい。

△利用対象者：十五歳～二十五歳までの勤労青少年

△利用登録方法：ホームにある利用登録をしており、社交ダンス

△スクール等のサークルも生まれています。なお、当ホームは

登録料：五百円

△登録料：五百円

△登

